

**「広島県強靱化地域計画」に係る
生活福祉保健委員会における意見と対応について**

意見の内容	対 応	該当頁
<p>1 計画に掲げる県土の強靱化に重要な各施策を計画的かつ着実に推進していくため、必要な財源の確保に努める必要があること。</p>	<p>強靱化地域計画は、各局における防災・減災に関する取組の指針となるもので、各個別計画とも整合が図られている。</p> <p>このため、計画に掲げる施策を進める上で必要な財源の確保については、個別計画を所管する各局において、緊急性や情勢変化などの観点も常に考慮しながら、適切な対応が図られるものと認識している。</p> <p>また、計画に基づき実施する事業に対して、国が予算支援を行うこととされており、各局において国庫補助金などの財源の確保に努めることとなる。</p> <p>危機管理監としても各局の施策の進捗状況の把握に努め、各局と連携して計画的に施策を推進していきたい。</p>	—
<p>2 災害時において、電力やガス、通信などのライフラインの早期復旧が極めて重要であることから、ライフライン事業者との連携について計画への記載を検討すること。</p>	<p>ライフライン事業者との連携について、ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努めることを、計画に追記する。</p>	33 頁 39 頁
<p>3 コロナ禍にあっても適切な避難行動につながるよう、感染防止を意識した避難所整備や、デジタル技術を活用した避難場所に関する的確な情報の発信・収集など、避難所におけるハード・ソフト両面の環境整備が進むよう、計画への記載について検討すること。</p>	<p>令和3年度から、各避難所の環境・運営改善を進めるため、市町と連携して、設備環境やレイアウト、必要な感染症対策資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成支援に取り組むこととしている。</p> <p>作成した運営マニュアルや、設備環境等の詳細情報は、平時からホームページ等で発信することで、避難所の環境・運営改善の水平展開を図っていく。</p> <p>また、災害発生当日には避難所の混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みづくりを進める。</p> <p>これらの取組について、計画に追記する。</p>	25 頁 28 頁

意見の内容	対 応	該当頁
<p>4 本県には土砂災害の危険箇所が非常に多く、場所によっては避難所の受入れ態勢が不十分な地域があることから、少しでも避難所を増やしていくため、市町の避難所整備をバックアップする取組などを計画に記載し、県の姿勢を示す必要があること。</p>	<p>各市町に対しては、公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけているところである。</p> <p>また、県民に対しては、市町の指定する避難所にこだわらず、知人や親戚宅など複数の避難先を確保する「分散避難」を促す取組を推進しているところであり、計画にも記載し、より一層の推進に向けて取り組んでいく。</p>	26 頁
<p>5 県土強靱化の推進には市町との連携が重要となることから、計画の検討委員会に参画する特定市町のみ意見だけでなく、被災地域となったその他の市町等の意見を漏れなく把握し、対策を検討する必要があること。</p> <p>また、多様性を踏まえた計画とするため、様々な立場の意見が反映できるよう、検討委員会は女性や若者、障害者など幅広い委員構成とする必要があること。</p>	<p>市町の意見については、全市町へ意見照会するとともに、検討委員会の委員として「広島市」と「熊野町」に御参加いただき、意見を取り入れたところである。</p> <p>また、「広島県社会福祉協議会」に検討委員会の委員として御参加いただき、障害者や高齢者など特に配慮を要する立場からの意見を反映したところである。</p> <p>さらに、検討委員会とは別に「避難行動につながる避難所環境等検討会」を設置し、9名中3名の女性委員に御参加いただき、避難所の環境・運営に関する施策などに女性視点の意見を取り入れたところである。</p> <p>引き続き、様々な立場や分野からの意見を積極的に取り入れるとともに、次回の計画策定時には、女性や若者など幅広い委員構成となるよう、検討していきたい。</p>	—
<p>6 家庭における災害用備蓄については、「みんなで減災」県民総ぐるみ運動などにより促進しているが、計画に記載し、より一層の促進に向けて取り組む必要があること。</p>	<p>広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動において、「備える」取組として、非常持出品の用意など、家庭における災害に備えた備蓄の促進にも取り組んでいるところであるが、計画にも記載し、より一層の促進に向けて取り組んでいく。</p>	33 頁 49 頁

意見の内容	対 応	該当頁
<p>7 災害に強い道路ネットワークを構築するためには、緊急輸送道路の通行確保が極めて重要となることから、避難路沿道建築物の耐震化の促進に向けて取組を強化する必要があること。</p>	<p>県内の広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、令和3年3月に策定する「広島県耐震改修促進計画（第3期計画）」において、引き続き重点的に取り組み、令和7年度末までに耐震性不足の建築物を概ね解消することを目標としている。</p> <p>今後は、耐震診断の結果と併せて耐震改修の取組状況を公表するとともに、耐震改修の補助制度の活用促進や、戸別訪問により建物所有者に対する耐震化への働きかけを強化するなど、市町と連携しながら早期の耐震改修の促進に取り組んでいく。</p>	<p>10 頁 45 頁</p>
<p>8 緊急輸送体制の整備については、平成30年7月豪雨災害の際、人員の輸送体制に船舶を活用した例があることから、旅客船事業者など船舶を扱う事業者との連携による体制整備を図ることを計画に記載すること。</p>	<p>船舶を扱う事業者との連携について、船舶事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の充実を図ることを、計画に追記する。</p>	<p>41 頁</p>